

丹波市水道事業等包括委託業務 評価基準

この基準は、公募型プロポーザル方式により、丹波市水道事業等包括委託業務受託候補者（以下「特定受託候補者」という。）を特定するため、参加事業者から提出された提案書等の内容を、可能な限り客観的に評価するための基準として示すものである。

1 評価基準

評価項目の（１）～（９）は技術評価とし、（１０）は価格評価とする。

評価項目	配点
（１）会社の概要、財務状況及び実績	１０
（２）業務体制	２０
（３）統括マネジメント業務	４０
（４）水道施設運転管理業務	７０
（５）水道施設保全管理業務	３０
（６）水道管路維持管理業務	１００
（７）料金等窓口業務	１００
（８）その他独自の提案	２０
（９）苦情対応等困難事例の対応	１０
（１０）見積金額	１００
合 計	５００

2 審査方法

下記に掲げる技術評価の方法により、各委員が採点した得点と価格評価による得点を合計し、合計得点の最も高い者を特定受託候補者とする。

（１）技術評価の方法

提案書等に記載された内容及びプレゼンテーションの結果により、各委員が評価項目ごとに評価する。

（２）技術評価の失格扱い

①全委員の技術評価点の平均が 240 点（技術評価 400 点満点の 6 割）に満たない事業者は、要求基準を満たさない者と判断し失格とする。

②技術評価項目のうち、同一項目で 1 つでも全委員の評価が配点の 2 割未満のときは失格とする。

（３）合計得点が同点となった場合の取扱い

見積金額の低い者を特定受託候補者とする。見積金額が同額であった場合は、くじにて特定受託候補者を決定する。

3 評価の方法

提案書等は、評価基準表の（１）から（１０）までの項目であるが、評価は、主に主務

に対する理解度、意欲、業務提案書の的確性、表現力、主体性、独創性、実施手順の妥当性、従事者配置の妥当性、提案内容の根拠、解析力等を基準に評価する。

また、提案内容全体としていかに丹波市上下水道事業のサービス向上のために優れた提案や法令順守の管理体制等がなされているか、将来にわたって持続可能な上下水道事業の運営の確立が可能であるかを考慮する。

各項目の作成において、審査ポイントとなる点や重視する点を次に記す。

【技術評価】

(1) 事業者の概要、財務状況及び実績

①事業者の概要及び財務状況、支店・営業所等の所在地

事業者の規模、経営状況を総合的に判断し、将来にわたり安定して業務を行い得る経営基盤があるか。上下水道事業の運営を目的として会社法に基づき設立された事業者は、最大の出資企業の評価も行う。

②受託実績

当該業務と同種の業務を受託した実績（業務期間中を含む）をどの程度有しているか。上下水道事業の運営を目的として会社法に基づき設立された事業者は、最大の出資企業の実績も評価対象とする。

(2) 業務体制

①人員体制

責任をもって業務を遂行できる能力と立場にある総括責任者等が適正に配置される提案であるか。

業務を実施するために必要な組織体制と人員配置計画（平日、休日、夜間、緊急時）が適正に提案されているか。

従事する労働者の適正な労働条件が確保されているか。

②管理体制

業務における指揮命令系統と責任体制が適切に提案されているか。

有資格者の配置計画とその考え方が述べられているか。

③受託までの準備（習熟）期間及び期間満了時の引継

業務開始及び期間満了時の引継体制・計画・方法が充分で、円滑な業務開始及び引継ぎができるか。

④人材育成

従事者の教育訓練及び異動への対応について、業務水準を低下させない考え方と対応方法が提案されているか。

⑤お客様対応

お客様対応に対して、どのような考え方で行うか。また、接遇の方針が適切か。

⑥個人情報の保護

個人情報保護関連の資格を有しているか。業務を運営するうえでの個人情報の管理体制が適切に提案されているか。また、業務中の事故、盗難等による個人情報流出など緊急事態への対応が述べられているか。

⑦危機管理

地震等の災害に備え、十分な対策を講じるとともに、災害等が発生した場合の

応援体制が整っているか。

広範囲にわたる断水事故等が発生した場合、どのような協力体制を行うか。

また、業務中の事故、システム故障など、起こりうるあらゆる緊急事態に対して、どのような危機管理を行うか。

- (3) 統括マネジメント業務
- (4) 水道施設運転管理業務
- (5) 水道施設保全管理業務
- (6) 水道管路維持管理業務
- (7) 料金等窓口業務

(3)～(7)の各業務の業務要求水準に対して、適正な企画及び技術提案がされているか。

- (8) その他独自の提案

①業務要求水準書に記載されていない業務で、優れた提案があるか。

②事務の効率化、利用者サービスの向上等に直結する、実現可能で具体的な提案があるか。

- (9) 苦情対応等困難事例の対応

①業務全般における苦情や不当要求等に対し、どのような対応を行うか。

【価格評価】

- (10) 見積金額

①審査において必要書類の確認ができた参加者のうち、業務委託見積書に記載された価格が上限価格を超える者は、要求基準を満たさない者と判断し失格とする。

②業務委託見積書に記載された価格が上限価格以下の者のうち、最低の者に配点の満点である 100 点を価格評価点として付与する。

③上記①②以外の参加者の得点は、下記の式により②の最低価格との比率をもって小数点以下第 2 位を四捨五入し小数点以下第 1 位まで求める。

$$\boxed{\text{価格評価点} = \text{配点 (100 点)} \times \text{最低価格} \div \text{当該参加者の価格}}$$

(算出例) A 社：価格 25 億円 (最低価格)

⇒ 価格評価点 = 100.0 点

B 社：価格 30 億円

⇒ 価格評価点 = 100.0 点 × 25 億円 ÷ 30 億円 = 83.3 点